

令和5年

第9回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和5年 第9回 阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和5年8月10日（木曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤 範一 | 2番 | 佐藤 弘明 | 3番 | 今井 健一 | 4番 | 坂梨 富男 |
| 5番 | 園田 賢臣 | 6番 | 江入 衣美 | 7番 | 檜木 すみ子 | 8番 | 永野 成男 |
| 9番 | 井手 孝義 | 10番 | 高木 正明 | 11番 | 渡邊 孝司 | 12番 | 岩下 義文 |
| 13番 | 光原 摂子 | 14番 | 村上 一秀 | 15番 | 工藤 宏美 | 16番 | 田中 歩 |
| 17番 | 古木 雄三 | 18番 | 古木 裕子 | 19番 | 木村 広典 | | |

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤 一雄 | 2番 | 嶋川 栄治 | 3番 | 西村 勇輝 | 4番 | 嶋川 三郎 |
| 5番 | 靄林 則男 | 6番 | 齊藤 真一 | 7番 | 松永 辰博 | 8番 | 白石 隆元 |
| 9番 | 山口 雅章 | 10番 | 藤井 博徳 | 11番 | 伊藤 正之 | 12番 | 五嶋 誠次 |
| 13番 | 市原 恭市 | 14番 | 野尻 敬喜 | 15番 | 森 昭一 | 16番 | 中西 洋介 |
| 17番 | 林田 秀一 | 18番 | 原 元三 | 19番 | 江藤 浩明 | 20番 | 藏原 和久 |
| 21番 | 宮本 竜也 | | | | | | |

5 議事

- ・報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第34号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第35号 非農地証明願いの審議について
- ・議案第36号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1条の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第37号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第38号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の審議について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広 主事 大和 大剛
農政課参事 堀 光紀

7 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまより第9回阿蘇市農業委員会総会を始めたいと思います。本日は、委員19名中19名の出席で定足数に達していますので、会議規則により総会は成立いたします。それでは、会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。お盆前のお忙しいところ農業委員会定例総会に出席ありがとうございます。私たち農業委員会は、農業委員会憲章にも記載されているとおり農業・農村を守り阿蘇の自然と共に暮らす営みを大切に、活力ある農業を築くことを目標に掲げ、皆様には3年間、農業者の諸問題の解決のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。今回は、委員交代後の最初の定例会でもあり農業委員さんと最適化推進委員さん全員の招集で総会を開催いたします。

議長 本日の総会提案件数は、総会議案書に記載のとおりとなっております。従いまして会期は本日1日とします。なお、議事録署名委員については、3番委員、4番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第10号については、農地法18条第6項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位1番から順位3番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっております。

議長 報告第10号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第10号を終わります。

続きまして、議案第34号農地法の規定による許可申請書の審議について、4条5条の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 農地法第4条による、転用許可申請の2件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から2番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっております。また、農地法第5条による、転用許可申請の6件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から6番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 それでは、4条5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長は、私の方で務めさせていただきましたので現地調査の報告をいたします。

19番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

○ 4条の順位1番を説明します。

申請地は、JR波野駅から南西へ約3.8kmのところになります。申請面積3,719㎡の敷地に杉800本の植林を計画するものです。なお、申請人は今回申請の土地を平成27年3月に代物弁済により取得しておりますが、平成10年頃に前所有者が許可を受けることなくスギの植林を行なっていることから始末書が添付されております。排水は雨水のみで、地下浸透の計画です。農地区分は、第2種農地となります。

○ 4条の順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北西へ約820mのところになります。申請面積221㎡の敷地に家族車両及び農業用機械の駐車場の整備を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北西へ約770mのところになります。申請面積451㎡の敷地に個人住宅（建築面積：126.49㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から南西へ約190mのところになります。申請面積1,321㎡の敷地に牛舎1棟（建築面積：231㎡）を計画するものです。

なお、申請人の父は令和3年4月頃に宅地内にある牛舎改築工事を行った際、建物の一部が今回申請の農地にはみ出してしまったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から北西へ約820mのところになります。申請面積338㎡の敷地に個人住宅（建築面積：116㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から南へ約240mのところになります。申請面積330㎡の敷地に個人住宅（建築面積：111㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地です。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から南西へ約280mのところになります。申請面積287㎡の敷地に個人住宅（建築面積：80.58㎡）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から南西へ約280mのところになります。申請面積161㎡の敷地に物置（建物面積：41.71㎡）を設置するため宅地の拡張を計画するものです。

なお、申請人は、許可を受けることなく物置を設置し宅地農地部として利用してしまったとのことで、始末書が添付されております。農地区分は、第3種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

（発言なし）

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

11番農業委員 5条順位3番の件ですが、使用貸借ということですが借りて住宅を建てるのですか。

事務局 順位3番案件は、Aさんの娘婿がBさんとなります。土地は、借りて住宅を建てることとなります。

11番農業委員 わかりました。

議長 他に質問は、ありませんか。

（発言なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。5条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

農業委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので農地法4条、5条は決定します。

議長 続いて議案第35号非農地証明願いの審議について事務局より説明願います。

事務局 非農地証明願いの審議についてとなります。

順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。補足説明を行います。

事務局 ○順位1番を説明いたします。

申請地はJR波野駅から南西に約3.6kmのところになります。申請面積は2,239㎡で、宅地を購入した際、宅地部分が農地（畑）になっていたため申請されたものです。非農地である判断理由としては、昭和22年12月7日撮影の航空写真によりその時点で既に宅地の状態であることを確認しております。非農地証明交付の基準としましては、「昭和27年10月20日の農地法施行以前から引き続き非農地であった土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。以上で非農地証明願いについての補足説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。

(説明なし)

議 長 議案第35号の非農地証明について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。非農地証明について、賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 続いて議案第36号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 所有権移転の6件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から6番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 所有権移転について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転は決定します。

議 長 次に、2番の利用権設定について説明願います。

事務局 2番の利用権設定の50件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位50番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 次に、利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定は決定します。

議 長 次に、使用貸借権設定について説明願います。

事務局 3番の使用貸借権設定1件については、農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番の、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので使用貸借権設定は決定します。

これで議案第37号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第37号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から7番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と農業委員9番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の20番委員と農業委員9番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の14番委員と16番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の18番委員と農業委員1番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の11番委員と農業委員16番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の14番委員と農業委員4番委員にお願いしたいと思います。

順位7番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の7番委員と農業委員5番委員にお願いしたいと思います。

議長 あっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案37号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり決定します。

議長 続いて議案第38号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の審議について事務局より説明願います。

事務局 阿蘇市は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の施行に伴い、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」と称する。)の変更を検討していますが、基本構想の変更にあたって市長は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づいて、農業委員会とその区域の一部または全部を管轄する農業協同組合に意見を聴取することを求められます。本議案は、令和5年7月27日付けで照会があった、同施行規則第2条に基づく意見聴取に対する、回答内容についてお諮りするものです。特段の意見がない場合には、「異議なし」と回答するところとなります。本日は、阿蘇市農政課より詳細を説明させます。

農政課参事 (説明略)

議 長 ただ今の説明に関して、何か質問はありませんか。

16 番農業委員 今回の計画は、集落営農組合規模程度でこの計画をやっていかなければならないのですか。

農政課参事 人・農地プランでは旧町村ごとに策定しましたが、この計画は、小学校校区単位又は土地改良区の工区単位あたりで考えています。

16 番農業委員 主体的にはどこがどういうに行うのですか。

農政課参事 主体的には、農政課及び農業委員会が行うこととなりますが、農業委員、最適化委員の皆様には 10 年後の農地を誰が耕作するのかを教えていただきたく願います。

16 番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 38 号の案件に「異議がない」ことに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、「異議ない」ものとします。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。